

平成二十一年二月十七日受領
答弁第一〇七号

内閣衆質一七一第一〇七号

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府としては、御指摘の行事を主催する「北方領土返還要求全国大会実行委員会」の構成員として、当該行事の実施に必要な業務を行ったところである。また、麻生太郎内閣総理大臣、中曾根弘文外務大臣、佐藤勉内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等が、当該行事に参加したところである。

二について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針（以下「政府の基本的方針」という。）を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであり、このような点も含め、北方領土問題に関する我が国の立場については、従前から説明してきているところである。

三について

御指摘の行事については、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図る取組としての意義を有していたものと評価している。

四から六までについて

御指摘の者が行った発言については承知している。政府としては、当該発言の具体的な意味についてお答えする立場にないが、当該発言は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。